

# 不動産流通市場活性化フォーラム

円滑な不動産取引のために、消費者にとってどのような情報が必要か？

平成23年12月2日  
国土交通省

社団法人 全日本不動産協会 副理事長  
大幸住宅株式会社 代表取締役社長

林 直 清

# 1. 物件情報の開示【宅建業法35条(重要事項説明)及び47条の説明】

共通

- ① 埋め立て地と液状化
- ② 接道関係
- ③ 土地測量図
- ④ 境界の明示・実測図
- ⑤ 上下水道埋設管の有無  
都市ガス・電気の有無
- ⑥ 建蔽率・容積率・用途制限等
- ⑦ ハザードマップ
- ⑧ 騒音と大気
- ⑨ 都市計画・道路計画
- ⑩ 土壤汚染
- ⑪ アスベスト
- ⑫ 公示価・路線価・基準地価  
固定資産税評価等
- ⑬ 近隣住民との関係・居住者情報  
(暴力団事務所・宗教団体施設等)
- ⑭ 瑕疵の有無

その他+a

- ① 将来性と物件の価値
- ② 敷地の高低
- ③ 水害予測
- ④ 担保評価とローン借入金額と年数
- ⑤ 周辺環境と交通利便性  
(学校・幼稚園・公園・駅・バス停・郵便局・銀行・警察署・消防署・区役所・出張所・保健所・商店街・コンビニ・スーパー・工場・ホテル)
- ⑥ 最新の正確な物件情報
- ⑦ 安全のための各種情報  
(近隣環境・セキュリティ・ファシリティ・住民環境)
- ⑧ 売主情報
- ⑨ 相場情報(適正価格かどうか)

# 1. 物件情報の開示【宅建業法35条(重要事項説明)及び47条の説明】

戸  
建

- ① 築造年月日 新築 中古
- ② 適合建築か違反建築か 新築 中古

その他  
+  
*a*

- ① 施工会社と建設業者許可番号 新築 中古
- ② 耐用年数 新築 中古
- ③ 建物の耐震性 新築 中古
- ④ 修繕履歴 中古
- ⑤ 管理状況 中古
- ⑥ 建物のリフォームと修繕費 中古
- ⑦ 建築確認書・中間検査済書・完了検査済書・構造計算書 新築 中古
- ⑧ 設計図・施工図 新築 中古
- ⑨ 施工過程の写真 新築 中古
- ⑩ インスペクション 中古
- ⑪ 省エネ基準適合・LED照明等 新築 中古
- ⑫ 地震や水害等の履歴、給排水管の状況、傾きやクラックの有無、基礎の状態、省エネ性、心理的瑕疵の有無、暴力団・宗教等に関する施設や住人等 新築 中古

# 1. 物件情報の開示【宅建業法35条(重要事項説明)及び47条の説明】

マンション

その他+a

## ① 建物の構造 新築 中古

(鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨)

## ② 管理会社と管理内容と管理状態 新築 中古

## ③ 修繕積立金のプール状況 中古

## ④ 修繕履歴 中古

## ⑤ 修繕計画 新築 中古

## ⑥ 管理費・修繕積立金の滞納の有無 中古

## ① 管理状態の程度が良いか悪いか

(建物の資産価値を上げる)

## ② 管理会社の実績

# 1. 物件情報の開示【宅建業法35条(重要事項説明)及び47条の説明】

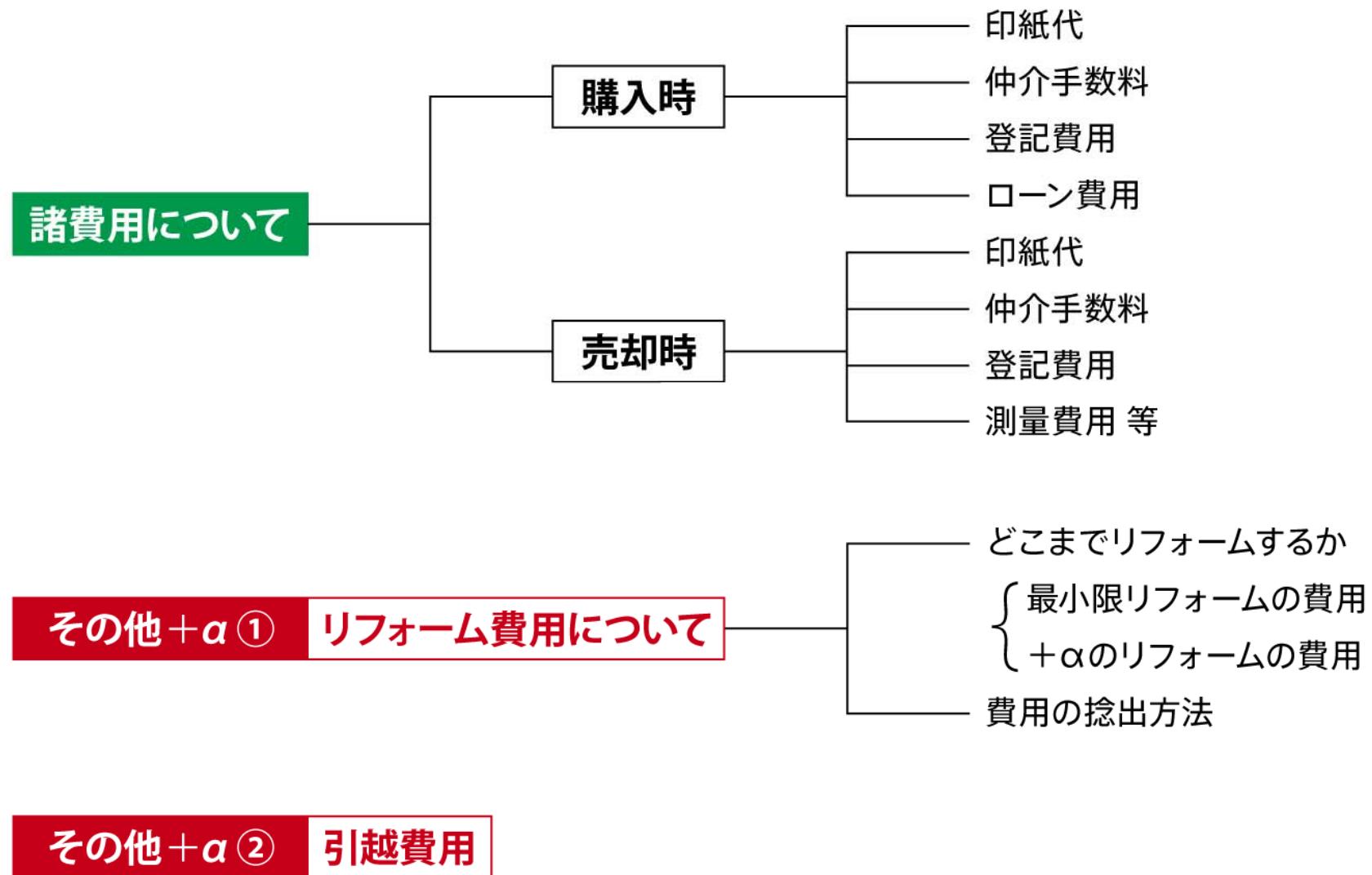
## 土地

- ① 建築基準法の説明
- ② 接道状況(法42条2項道路・法43条等)
- ③ 公道・私道・協定道路の説明
- ④ 通行や掘削承諾書の添付

## その他+a

- ① どのような建物を法的に建てることができるか
- ② プランの提示
- ③ 新築建物の概算見積書

## 2. 金銭に関する情報【宅建業法35条(重要事項説明)及び47条の説明】



## 2. 金銭に関する情報【宅建業法35条(重要事項説明)及び47条の説明】

### 取得後に必要な費用について

- 固定資産税
- 都市計画税
- 管理費と修繕積立金
- 地代 等

### 税金関係について

- 購入時
  - 不動産取得税
  - 贈与税
- 売却時
  - 譲渡所得税

### その他+a ①

### 月々のローンの支払額

### その他+a ②

### 節税方法

- 相続時精算課税制度
- 住宅取得資金の非課税制度
- 売却時 …

- ① 居住用財産の3,000万円特別控除の特例
- ② 特定居住用財産の買い換え特例 等

### 3. 取引に関する情報【宅建業法35条(重要事項説明)及び47条の説明】

#### 売主について

- ① 登記上の所有者と実際の売主
- ② 税金・管理費・修繕費等の滞納の有無
- ③ 近隣住民とのトラブルの有無
- ④ 事故物件・瑕疵の有無
- ⑤ 暴対法の説明

#### その他+a

- ① 売却理由について
- ② 素性～仕事・勤務先・年齢

### 3. 取引に関する情報【宅建業法35条(重要事項説明)及び47条の説明】

#### 取引業者情報

① 商号、本店所在地、電話番号、営業歴(免許番号)

取引主任者氏名・番号・押印

① 資本金と財務内容(貸借対照表・財務諸表)

② 取引実績件数

③ 従事者の勤務年数と取引実績件数

④ 有資格者の有無

　　{ 宅地建物取引主任者・不動産コンサル技能者・不動産鑑定士  
　　{ 一級建築士・二級建築士・司法書士・行政書士・税理士  
　　{ 公認会計士・賃貸不動産経営管理士・FP・ローンアドバイザー 等

⑤ 社員の定着数

⑥ 過去の事故・違反等の有無

⑦ 地域密着・社会貢献度

⑧ 従事者教育の有無

⑨ マナー・モラル教育

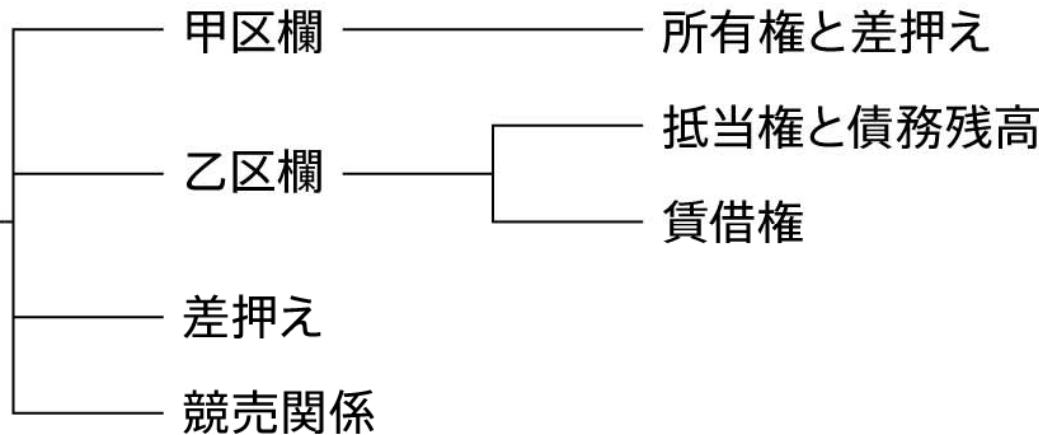
⑩ ボランティア活動

#### その他+a

ホームページ等で公開する

### 3. 取引に関する情報【宅建業法35条(重要事項説明)及び47条の説明】

#### 登記情報



# 不動産業界・不動産業者の社会的信頼性・信用度の向上のために

- ① 諸法令や宅建業法と公取協規約を遵守し価値ある経営をする
- ② インターネット・ホームページ・新聞折込広告等で  
正しい情報の公開の義務、誇大広告・オトリ広告は絶対にしない
  - 正しい広告の掲載方法の教育をする
  - 遵守しない場合の罰則を強化する必要あり
- ③ 倫理・モラルの教育をする

※上記科目を宅建試験に加える

- ① 売買取引ごとの物件に関する情報をファイル化して、永久保存する
- ② 売買や新築・リフォームごとの設計図書・工程写真を永久保存する
- ③ 1件3～4万円ができるインスペクション制度の確立  
(将来、売却を考えた物件情報の保存は資産価値の向上につながり、中古物件流通市場の活性化になる)
- ④ 不動産会社の経営者・従事者教育の徹底が協会の責務である
- ⑤ 提案営業のできる従事者の育成(不動産コンサルティング・FP)
- ⑥ 将来、全従業者にライセンス(初級宅建試験制度)創設

# 不動産業界・不動産業者の社会的信頼性・信用度の向上のために

不動産業界全体のレベル向上を図って、消費者に対して社会的信頼を確立するために、全営業マンが持つ資格制度をつくるべき  
(例えば「**初級宅建試験制度**」など)

また、現在の**宅地建物取引主任者**は「**宅地建物取引士**」に、  
**不動産コンサルティング技能者**は「**不動産コンサルティング士**」にして、  
不動産従事者のレベルアップを図ることが、不動産流通市場の活性化につながる